

重要事項説明書

(医療保険)

1. サービスの目的

株式会社 gene 訪問看護ステーション 仁 長久手は、健康保険法等の関係法令及び本契約に従い、様々な障害を抱えながらも、住み慣れたご自宅で日常生活がおくれますよう利用者様の状態に応じたサービスを提供します。このサービスは生活の質の確保を重視し、健康管理・全体的な日常生活動作の維持・回復を図るとともに、在宅医療を推進し快適な在宅療養生活が継続できるように支援することを目的とします。

2. サービスの担当者

訪問看護は看護師・理学療法士・作業療法士・言語聴覚士の免許を有する専門家が担当します。

担当:山根 有花 連絡先 TEL (0561)64-5960 FAX (0561)64-5961

3. 訪問看護サービスの概要

1) 訪問看護

事業所名

所在地

ステーションコード

通常のサービス提供地域

事業所の指定状況およびサービス提供地域

訪問看護ステーション 仁 長久手

長久手市根の神 422 番地

509, 017. 0

長久手市、尾張旭市、瀬戸市、日進市、名古屋市名東区、
名古屋市守山区、名古屋市千種区

* 地域以外でもご希望の方はご相談ください。

2) 当事業所の特徴(運営方針)

関係市町村・地域の保健・医療・福祉サービス・医師会等との密接な連携に努め、協力と理解のもとにリハビリテーションを目標に医学・福祉の豊富な知識を持ったスタッフが専門的にきめ細やかな心のふれあう対応をし、適切な運営を図ります。

3) スタッフの体制

訪問看護ステーションに勤務する職種・員数及び職務内容は次のとおりとします。

①管理者: 1名

管理者は、ステーションの従事者の管理及び事業の利用の申し込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うとともに自らも事業の提供に当たります。

②看護職員等 2. 5名以上(常勤換算)

看護師は、訪問看護計画書及び報告書(介護予防訪問看護計画書及び訪問看護報告書を含む。)作成し、事業の提供に当たります。

③理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士 1 名以上

理学療法士等は、医師の診断に基づき、利用者様の居宅を訪問して、リハビリテーションを中心としたサービスの提供に当たります。

④事務職員 1 名以上

事務職員は、事業の実施に当たって必要な事務を行います。

4) 営業日 ステーションの営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

① 営業日 月曜日から金曜日までとする(祝日営業)。ただし、12月29日から1月3日までを除く。

② 営業時間 午前8時30分から午後5時30分までとする。

③ 電話等により、24時間常時連絡が可能な体制とする。

5) 訪問看護の内容は次のとおりとします。

① 病状・障害の観察

② 清拭・洗髪等による清潔の保持

③ 食事および排泄等日常生活の世話

④ 床ずれの予防・処置

⑤ リハビリテーション

⑥ ターミナルケア

⑦ 認知症患者の看護

⑧ 療養生活や介護方法の指導

⑨ カテーテル等の管理

⑩ その他医師の指示による医療処置

4. 訪問看護の提供方法

訪問看護の実施にあたっては、利用者様の希望または医師の指示に基づき提供されます。また理学療法士等による訪問は訪問看護の一環として提供します。

5. 訪問看護の利用料金

1) 利用料

診療報酬に基づき、診療報酬告示上の額に、負担割合を乗じた金額となります。

2) 交通費

上記3の 1)の通常のサービスの実施地域に居住の利用者様は無料です。それ以外の地域に居住の利用者様については交通費が実費負担となる場合があります。(実施地域を超えた地点から片道 1 キロメートルあたり25 円)。

訪問回数	訪問回数		利用料	利用料		利用料 (准看護師の訪問)	
訪問看護基本療養費Ⅰ	週 3 日目まで		1 日 1 回につき	5,550 円		5,050 円	
	週 4 日目以降		1 日 1 回につき ※注 1	6,550 円		6,050 円	
訪問看護基本療養費Ⅱ－1 (同一建物居住者)	週 3 日目まで (同一日に 2 人)		1 日 1 回につき	5,550 円		5,050 円	
	週 4 日目以降 (同一日に 2 人)		1 日 1 回につき ※注 1	6,550 円		6,050 円	
訪問看護基本療養費Ⅱ－2 (同一建物居住者)	週 3 日目まで (同一日に 3 人)		1 日 1 回につき	2,780 円		2,530 円	
	週 4 日目以降 (同一日に 3 人)		1 日 1 回につき	3,280 円		3,030 円	
訪問看護基本療養費Ⅲ	外泊中の訪問			8,500 円		8,500 円	
訪問看護管理療養費	月の初日訪問日			7,670 円		7,670 円	
	2 回目以降の訪問			3,000 円		3,000 円	
訪問看護ベースアップ 評価料 (Ⅰ)	月の初日訪問日			780 円		780 円	
加算	算定回数	料金	加算		算定回数	料金	
特別管理加算Ⅰ	月 1 回	5,000 円	複数名訪問看護加算 (看護師・理学療法士等)		週に 1 回	4,500 円	
特別管理加算Ⅱ	月 1 回	2,500 円	複数名訪問看護加算 (看護補助)		週に 1 回	3,000 円	
情報提供療養費加算 1	月 1 回	1,500 円	退院時共同指導加算		入院中に 1 回	8,000 円	
情報提供療養費加算 2	月 1 回	1,500 円	特別管理指導加算		1 回	2,000 円	
情報提供療養費加算 3	月 1 回	1,500 円	退院支援指導加算		退院日のみ	6,000 円	
夜間・早朝訪問看護加算	1 日 1 回	2,100 円	退院支援指導加算 (長時間)		退院日のみ	8,400 円	
深夜訪問看護加算	1 日 1 回	4,200 円					
長時間訪問看護加算	週に 1 回	5,200 円	緊急訪問看護加算		1 日 1 回	2,650 円	

乳幼児加算（厚生労働大臣が定める者に該当する場合）	1 日につき	1,800 円	24 時間対応体制加算	月 1 回	6,800 円
乳幼児加算（厚生労働大臣が定める者に該当しない場合）	1 日につき	1,300 円			
在宅患者連携指導加算	月 1 回	3,000 円	ターミナルケア療養費 1	1 回	25,000 円
在宅患者緊急時等カンファレンス加算	月 2 回	2,000 円	ターミナルケア療養費 2	1 回	10,000 円
難病等複数回訪問加算	1 日に 2 回訪問した場合				4,500 円
	1 日に 3 回以上訪問した場合				8,000 円

※注 1 訪問看護基本療養費（週 4 日目以降）について、リハ訪問の場合は、1 日 1 回につき 5,550 円とします。

※領収書の再発行はいたしません。大切に保管してください。

3) その他、料金に関わる特記事項

※営業日以外の訪問 営業日以外に訪問した場合 3,000 円/回いただくことができます。

※キャンセル料 訪問時間の 1 時間前までにご連絡がない場合は利用料を 100% いただきます。
（但し、緊急やむを得ない場合は除きます。）

※90 分を超えた訪問 90 分を超える訪問看護を行った場合 30 分ごとに 4,500 円いただきます。
（長時間訪問看護加算算定時以外）

※死後の処置 ご希望により死後の処置を行った場合は 3,000 円いただきます。
（エンゼルケアについてはご自宅にあるものを使用いたします）

6. 事故が発生した場合の対応

居宅サービス提供時に利用者様に事故が発生した場合には、速やかに市町村及びご家族の方にご連絡するとともに必要な措置を講じます。

7. 秘密の保持

居宅サービスを実施する中で知り得た利用者様やご家族の情報は、了承なしに他人に漏らすことはありません。なおサービスが適切かつ円滑に提供されるよう介護支援専門員・他の事業者・主治医に利用者様やご家族の情報を提供することがありますが、その場合には事前に了承をいただきます。

8. サービス内容に関する苦情

1) 利用者様に提供したサービスに関するご相談や苦情は遠慮なく下記までご連絡下さい。迅速に対応いたします。

訪問看護ステーション 仁 長久手 担当：山根 有花

TEL (0561)64-5960

FAX (0561)64-5961

2) 利用者様は当事業所以外に介護支援専門員・市町村の相談・苦情窓口や国民健康保険団体連合会に苦情を伝えることができます。

愛知県国保連合会 介護福祉課内 苦情相談室

連絡先 052-971-4165

長久手市役所 福祉部長寿課 介護保険係

連絡先 0561-56-0613

尾張旭市役所 健康福祉部長寿課 介護保険係

連絡先 0561-76-8144

瀬戸市役所 高齢者福祉課 介護認定給付係

連絡先 0561-88-2620

日進市役所 介護福祉課

連絡先 0561-73-1495

名東区役所福祉課 高齢福祉係

連絡先 052-778-3009

守山区役所福祉課 高齢福祉係

連絡先 052-796-4558

千種区役所福祉課 高齢福祉係

連絡先 052-753-1834

9. 虐待の防止

利用者様の人権の擁護・虐待等の防止のため、次の措置を講じます。

- 1)ステーションにおける虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるもの)を定期的に開催するとともに、その結果について、看護職員その他の従業者に周知徹底を図ります。
- 2)ステーションにおける虐待の防止のための指針を整備します。
- 3)ステーションにおいて、看護職員その他の従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に(年1回以上)実施いたします。
- 4)虐待防止に関する措置を適切に実施するための担当者を置いています。
担当:山根 有花
- 5)サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者(利用者様のご家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者様を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報いたします。

10. 身体拘束等の原則禁止

ステーションは、サービス提供にあたっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為(以下「身体拘束等」という。)を行いません。ステーションは、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、本人又は家族に対し、身体拘束の内容、理由、期間等について説明し同意を得た上で、その態様及び時間、その際の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由など必要な事項を記載いたします。

11. 第三者評価について

第三者評価の実施の有無 無

令和 年 月 日

事業者は、利用者様に対する居宅介護サービスの提供にあたり、利用者様に対して別紙「訪問看護サービス説明書」及び「訪問看護重要事項説明書」に基づき説明を行い、利用者様の申し込みを受諾し、この契約書に定めるサービスを誠実に責任を持って行います。

事業者 本社所在地 〒461-0004 名古屋市東区葵1丁目26番12号 IKK0 新栄ビル6階
名 称 株式会社 gene 代表取締役 張本 浩平 印
所 在 地 〒480-1141 長久手市根の神422番地
事 業 所 名 訪問看護ステーション 仁 長久手
電 話 0561-64-5960 FAX 0561-64-5961

説明者 _____